

日医発第13号（保13）

平成23年4月6日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征

出産育児一時金等の支給申請手続きに関する省令の一部改正について

平成23年4月以降の出産育児一時金制度（支給申請及び支払方法）につきましては、緊急の少子化対策として実施されてきました「直接支払制度」の問題点を見直した上で制度を継続し、さらに直接支払制度では医療機関等への支払が1～2か月を要することで、対応できない小規模医療機関等があるとの指摘から、出産育児一時金等の受取代理の仕組みを制度化し、それぞれの取扱いについて、新たに実施要綱を定め運用していく旨、平成23年2月7日付け日医発第1009号（保204）にて、都道府県医師会長あてにご連絡申し上げたところであります。

出産育児一時金等の支給申請等においては、重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加することとなっているところでありますが、今般、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱及び「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱が新たに定められたことに伴い、出産育児一時金等の支給申請手続きに関する省令の一部が改正となりましたので、ご連絡申し上げます。具体的な改正部分につきましては、添付資料の新旧対照表等によりご確認ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について（出産育児一時金等の支給申請手続き関係）
（平23.3.31 保発0331第11号～第13号 厚生労働省保険局長）
2. 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」
（平成21年9月30日保発0930第1号等）新旧対照表



保発0331第11号
平成23年3月31日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」の
一部改正について（出産育児一時金等の支給申請手続き関係）

平成23年4月以降の出産育児一時金等の支給申請及び支払方法については、
出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度について、手続きの簡素化等
の改善を行うとともに、資金繰りへの影響が大きいと考えられる施設や、事務
負担が過大となる小規模の施設については、受取代理の仕組みを制度化するこ
ととし、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について（平成23年1月
31日保発0131第2号）において示したところである。

これに伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」
（平成21年保発0930第4号）の一部を下記のとおり改正し、平成23年4月1
日から適用することとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏
なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方
特段の御配慮を願いたい。

記

第二の1を次のように改める。

1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同
一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」と
しては、一般的には、次のいずれかの書類とする。

- ・直接支払制度及び出産育児一時金等の受取代理制度を利用しない場合
は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23

年1月31日保発0131第2号) (以下「局長通知」という。)別添1
「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱第2の
2(2)②に定める、医療機関等から交付される直接支払制度を用い
ていない旨の記載がなされた出産費用の領収書

- ・ 出産育児一時金等の受取代理制度を利用する場合は、局長通知別添2
「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱に定める出産育児一時
金等支給申請書(受取代理用)

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支
払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第106条に関する出
産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記
載した文書を添付することとする。

- ・ 申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者(以下「他の保険
者」という。)には申請していない旨
- ・ 他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保
険者に確認することに同意する旨
- ・ 他の保険者の連絡先



保発0331第12号
平成23年3月31日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」の
一部改正について（出産育児一時金等の支給申請手続き関係）

平成23年4月以降の出産育児一時金等の支給申請及び支払方法については、
出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度について、手続きの簡素化等
の改善を行うとともに、資金繰りへの影響が大きいと考えられる施設や、事務
負担が過大となる小規模の施設については、受取代理の仕組みを制度化するこ
ととし、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について（平成23年1月
31日保発0131第3号）において示したところである。

これに伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」
（平成21年保発0930第4号）の一部を下記のとおり改正し、平成23年4月1
日から適用することとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏
なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方
特段の御配慮を願いたい。

記

第二の1を次のように改める。

1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同
一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」と
しては、一般的には、次のいずれかの書類とする。

- ・直接支払制度及び出産育児一時金等の受取代理制度を利用しない場合
は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23

年1月31日保発0131第3号) (以下「局長通知」という。) 別添1
「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱第2の
2(2)②に定める、医療機関等から交付される直接支払制度を用い
ていない旨の記載がなされた出産費用の領収書

- ・ 出産育児一時金等の受取代理制度を利用する場合は、局長通知別添2
「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱に定める出産育児一時
金等支給申請書(受取代理用)

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支
払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第106条に関する出
産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記
載した文書を添付することとする。

- ・ 申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者(以下「他の保険
者」という。)には申請していない旨
- ・ 他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保
険者に確認することに同意する旨
- ・ 他の保険者の連絡先



保発0331第13号
平成23年3月31日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」の
一部改正について（出産育児一時金等の支給申請手続き関係）

平成23年4月以降の出産育児一時金等の支給申請及び支払方法については、
出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度について、手続きの簡素化等
の改善を行うとともに、資金繰りへの影響が大きいと考えられる施設や、事務
負担が過大となる小規模の施設については、受取代理の仕組みを制度化するこ
ととし、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について（平成23年1月
31日保発0131第4号）において示したところである。

これに伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」
（平成21年保発0930第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成23年4月1
日から適用することとしたので、その旨御了知の上、貴管内の保険者等に周知
徹底を図らりたい。

また、出産育児一時金の申請書の添付書類を規則等で規定している国民健康
保険の保険者において、当該規則等の改正が行われるよう特段のお取り計らい
をお願いしたい。

記

第二の1を次のように改める。

1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同
一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」と
しては、一般的には、次のいずれかの書類とする。

- ・直接支払制度及び出産育児一時金等の受取代理制度を利用しない場合は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 4 号）（以下「局長通知」という。）別添 1 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱第 2 の 2（2）②に定める、医療機関等から交付される直接支払制度を用いていない旨の記載がなされた出産費用の領収書
- ・出産育児一時金等の受取代理制度を利用する場合は、局長通知別添 2 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱に定める出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第 106 条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。

- ・申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨
- ・他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨
- ・他の保険者の連絡先

◎「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成 21 年 9 月 30 日保発 0930 第 1 号等） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第二 改正の具体的内容</p> <p>1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第 1 条関係） 出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。 なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、次のいずれかの書類とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>直接支払制度及び出産育児一時金等の受取代理制度を利用しない場合は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 2 号）（以下「局長通知」という。）別添 1「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱第 2 の 2（2）②に定める、医療機関等から交付される直接支払制度を用いていない旨の記載がなされた出産費用の領収書</u> ・ <u>出産育児一時金等の受取代理制度を利用する場合は、局長通知別添 2「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱に定める出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）</u> <p>また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第 106 条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨 ・ 他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨 ・ 他の保険者の連絡先 	<p>第二 改正の具体的内容</p> <p>1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第 1 条関係） 出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。 なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、次の<u>2 種類の書類を合わせて添付することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成 21 年 5 月 29 日保発第 0529009 号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下単に「実施要綱」という。）第 2 の 2 の（1）に定める医療機関等から交付される代理契約に関する文書（直接支払制度に係る医療機関との代理契約の締結の有無及び申請先となる保険者の名称を示すもの）</u> ・ <u>実施要綱第 2 の 2（2）②に定める医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書（上記の代理契約の締結の有無に基づいて、実際に出産費用の支払に関する手続きが行われたことを示すもの）</u> <p>また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第 106 条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨 ・ 他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨 ・ 他の保険者の連絡先